

(現時点版であり、今後修正の可能性あり)

仕様書(案)

1. 件名

令和6年度学びと社会の在り方改革推進事業(「未来の教室」実証事業)

2. 目的・趣旨

経済産業省では、2019年6月に「未来の教室」ビジョンを取りまとめ、「未来の教室」の実現に向けた3つの柱として、①児童生徒一人一人の興味・関心、ワクワクを核に、「探究」等に取り組む、「創る」という取組と、知識習得を新しい技術(E d T e c h)を活用し、最大限効率化する、「知る」という取組とを接続・循環させる、『学びのSTEAM化』、②E d T e c hを活用した『個別最適化された学び』、③児童生徒一人一台のパソコン端末の整備や、学校での部活動改革、学校の業務棚卸し(B P R)等の『教育環境の整備』が必要であると整理した。このような考え方のもと、経済産業省では、学びの個別最適化、課題解決・科目横断思考のSTEAM教育の確立等、学び手自身が自らの学びを設計していく未来の学び(「未来の教室」)を実現するため、教育の各段階で活用できるE d T e c hの開発や実証、学校で活用する際の課題の抽出や効果検証を、「学びと社会の連携促進事業」として進めてきた。

2021年6月には「産業構造審議会教育イノベーション小委員会」を設置し、「学びの自律化・個別最適化」と「学びの探究化・STEAM化」を軸にこれまで行ってきた実証事業を通じて得られた成果等を踏まえた議論を行い、2022年9月には中間とりまとめを公表した。この中間とりまとめでは、「未来の教室」の目指すべき姿を示し、具体的には①「時間・空間」の組み合わせ自由度向上、②「教材」の組み合わせ自由度向上、③「コーチ」の組み合わせ自由度向上、④「出口」の再デザイン、⑤学校の「生まれ変わり」の土台づくりといった内容が示された。

2024年1月には、「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」を設置し、企業等と教育現場の連携・協働の好事例の創出と普及を促進する環境の実現を目指し、企業や地域コミュニティと自治体・学校との連携、教育現場における外部資源の活用を促進するための方策を検討している。

本事業においては、これまでの議論や「未来の教室」事業の取組を発展的に継承しつつ、①「学びのサード・プレイス」、②教育における外部資源活用の促進、③その他学びと社会の在り方改革に資する実証、調査・広報を進めることにより、教育DXを実現する学びの環境づくりを推進する。

3. 委託事業の内容

事業実施に当たっては、複数名の本事業専属の人員配置も含め経済産業省と調整の上、指示に従い進めること。経済産業省より状況報告や情報の共有を求められた場合は速やかに対応すること。また、実証事業の実施に当たっては報告書の作成・提出等を鑑みて適切な期日の設定を行うこと。

本事業は、これまでの「未来の教室」事業(参考:<https://www.learning-innovation.go.jp/>)の成果を踏まえた運営とすること。

(1) 事業全体の運営・管理

本事業は、以下、(2)～(8)までの性質が多岐にわたる事業により構成されるものであるため、事業全体の方向性を検討、設定した上で(2)～(8)までの全ての事業の運営、管理に必要な人員配置のもと実施するものとする。事業全体の進捗を経済産業省と随時共有するため、週に一回程度の打ち合わせの機会を基本対面形式で設けること。

(2) 民間教育サービスを活用した教育システム改革についての課題の深堀・解決策の調査・取りまとめ、「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」の実施

「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」における議論等に応じた情報収集（小中学校や高等学校での教育の在り方について国内外の制度・事例の調査、国内外の民間教育産業の最新動向、事業連携や寄付等を含めた資金確保策について国内外の取組事例の調査、公教育外での探究的な学びの場の構築や学校外の学びの選択肢を確保するための方策（教育クーポンなどの施策も含む）に係る調査・検討、大学入試改革・高卒就職、キャリア教育・起業家教育に関する国内外の実態調査等）を実施すること。また、施策遂行に有益だと思われる情報については、経済産業省の指示がなくても幅広く収集し、提供すること。

また、「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」について、継続して実施するために必要な業務を行うこと。具体的には、委員の委嘱、謝金旅費の支払い、会議開催のための日程調整や資料調整、開催会場の調整、傍聴の募集等の必要な業務を実施すること。

最終的にどのようなテーマで情報収集や調査を行うか、研究会をどのように運営するかについては経済産業省と協議の上決定すること。

（３）「未来の教室」ポータルサイトの運営

「未来の教室」事業で構築したポータルサイト (<https://www.learning-innovation.go.jp/>) の継続運用を行い、必要に応じて機能の拡充を行うこと。ポータルサイトは最低限下記の機能を有するものとし、令和６年度に実装するべき機能については、経済産業省と十分な議論を行った上で決定すること。なお、本ポータルサイトの運営に当たっては、g o . j p ドメインが用いられるものであることから、規定のユニバーサルデザインに沿ったものとするのが求められる。また、サイト運営に必要なサーバなども確保し、令和６年度も確実に継続運用を実施できる体制を整えること。

① E d T e c h サービスのデータベース機能

現在運用中のE d T e c h サービスデータベースについて、継続運用しつつその掲載内容などを精査し、他のデータベースとの統合などを検討すること。

② 「未来の教室」関連の情報発信機能

（４）（５）実証事業の公募情報や（６）広報イベントの情報を掲載するほか、教育・E d T e c h 関連のニュース記事を高頻度で紹介すること。また、実証事業の成果やその他の先進事例の概要をわかりやすくまとめ、掲載すること。

（４）「未来の教室」創出事業の案件組成、運営、コンサルティング、効果検証、実証成果広報 ＜テーマ設定＞

「未来の教室」事業の振り返り・今後の論点を議論し、実証事業において令和６年度から令和８年度に求めるべき成果目標を定め、それに基づいた実証テーマの設定を行う。テーマ設定に当たっては、これまでの「未来の教室」事業の実証成果や産業構造審議会教育イノベーション小委員会中間取りまとめ、「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」の議論等を踏まえるとともに、そこからの発展性（いくつかの事業を組み合わせることによるシナジー効果の創出等を含む）を鑑みた提案とすること。また、次期学習指導要領改訂を見据え、「学びのS T E A M 化」「学びの個別最適化」「学習環境整備」等、「産業構造審議会教育イノベーション小委員会」及び「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」において言及された学びの在り方の追及に資するものとする。また、民間教育と学校教育の連携や、それを実現するためのカリキュラムマネジメントの視点を盛り込むこと。

最終的な公募テーマについては、事業開始後、経済産業省と協議の上決定すること。

＜案件組成（公募・審査・採択）＞

学びの現場（学校の教育課程内外、公教育外の「学びのサード・プレイス」等）をフィールドとしつ

つ、民間教育サービス事業者その他の主体（自治体、地域の企業群、大学・研究機関等）との連携によって構築された「未来の教室」として効果・課題を検証するプログラムを全国で計20件程度組成すること。（1件あたりの金額は、事業内容や規模に応じて変動するが、過去の実績から、令和6年度においては規模に応じて2,000～4,000万円程度の実証事業が可能な予算を確保すること。また、ここで組成するプログラムは、複数の学びの現場での実証事業であっても、同一の民間教育サービス事業者又はその他の主体（自治体、地域の企業群、大学・研究機関等）とのコンソーシアムによる事業であれば、1つのプログラムとしてカウントする。）

本実証案件において実証事業者として再委託先を選定する際には、公募を行い、評価項目ごとに採点を行った上で必ず第三者による審査を経て、事業内容や価格、自走可能性等の妥当性を評価した上で採択することとするが、本事業の提案段階では、産業構造審議会教育イノベーション小委員会中間取りまとめや「未来の教室」事業の成果報告、「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」の議論等を研究した上で、現時点で想定される具体的な実証案件事例を提案すること。

また実証案件の公募・採択においては、以下の点に留意すること。

- 複数の民間事業者が参画し、総合的に学校のカリキュラム等を改革する形態の実証事業等も公募、採択すること。その際は、令和8年度以降の自走等も見据えた実証プランを提示する案件を採択できるように工夫すること。
- 自治体単位で広く実施する実証も行い、「未来の教室」の横展開を実現するスキームを一定数採択すること。
- 資金拠出可能性がある関係者を巻き込むことでマネタイズの工夫を組み込むといった形により、実証事業の実施後に当該事業の自走・横展開が見込まれる案件を中心に組成すること。
- 実証事業終了後に、実証場所となった学校等以外にも幅広く普及できる教育プログラムを確立すべく、教育・人材育成プログラムを開発・運用しビジネスモデル化しうる主体を中心として実証案件を組成すること。
- 実証場所となる地域の特性（都市部・過疎地・島嶼部等）、教育段階、実証カテゴリーの観点から採択案件数のバランスにも配慮しつつ、個々の実証案件の特性に応じて適切な実証期間を設定すること。

<運営・コンサルティング・効果検証・ガイドライン作成>

採択した実証事業については、教育効果の最大化や事業フィージビリティの確保等の観点から適切なコンサルティングを加えながら運営する。本実証は、一部の事業では3年間にわたり実証を行うことを想定しているため、最終的な目標と適切なマイルストーンを置きつつ、事業進捗を管理すること。

また、本事業は事後の効果検証を行うとともに全国の教育機関等への普及活用を念頭においた事例創出を目指すものであり、そのために必要な調査・国内事業者へのヒアリングをもって事例広報の案を作成すること。

効果検証の体制・手法については有識者の意見を取り入れ、経済産業省と相談をして決定すること。また、経済産業省と相談の上、必要に応じて、教育関連の有識者と連携しながら、実施する実証の中で検証に取り組むこと。

また、事業開始後、各実証事業について、事業開始時期も鑑みつつ、経済産業省の担当者も含め、基本的には月に1回程度の連絡会合（進捗や今後の方針などを確認する機会、オンラインでの実施も可）を設けること。会合の開催手法についても、会議の生産性を最大化させる合理的な方法を提案されたい。

<次年度以降も継続して実施する実証に関する審査について>

次年度以降も各実証事業を継続するかについて、第三者委員による審査を行うこと。詳細について

は、事業開始後、経済産業省と協議の上決定すること。

(5) STEAMライブラリーの運営及び活用事例の広報

<STEAMライブラリーの運用・改善>

経済産業省と相談の上、「未来の教室」事業で構築したSTEAM学習（学際的な探究型・課題解決型の学習）コンテンツのオンラインプラットフォームであるSTEAMライブラリー（<https://www.steam-library.go.jp/>）の継続運用を行うのみならず、ライブラリーの運用コストの削減方策を検討・実行すること。また、ライブラリーの今後の在り方について、経済産業省と協議の上、方向性を示すこと。

なお、本ライブラリーは、g o . j pドメインが用いられるものであることから、規定のユニバーサルデザインに沿ったものとするのが求められる。STEAMライブラリーの運用にあたっては、サイト及びコンテンツ等へのアクセス状況を随時把握・分析したうえで更なる普及・利活用促進に向けた提案を行い、必要に応じて改修を行うこと。また、STEAMライブラリーの活用・普及に向け、学習者や教員等によるコミュニティを形成し、経済産業省と相談し、イベントの実施や情報交換の機会提供を行うこと。

また、令和4年度学びと社会の連携促進事業で創出したSTEAMライブラリーの活用事例について、「未来の教室」HPや「未来の教室」キャラバン等を通じ広報するとともに、令和6年度の実証でも事例を活用していくこと。

(6) 広報・周知普及の取組

経済産業省と相談の上、各種イベントやニュースレターの発行、SNSでの発信を通じ、数万人規模を想定とした「未来の教室」の目指す姿を総合的に推進するためのコミュニティづくりに取り組むこと。さらに、本プラットフォームが自律的に拡大・運営されていくような仕掛けづくりも併せて行うこと。

(シンポジウムの開催)

事業期間内に毎年度最低1回以上、「目指すべき「未来の教室」の姿」の認識共有、本事業での取組やこれから求められる学びの在り方の啓発等につながるシンポジウム（参加者300名程度を想定）を開催すること。開催にあたっては、既存イベントとの併催やオンラインサービスを利用する等、多様な提案を許容するものであり、ターゲット層の分析と本事業の今後の展開性等から、令和6年度に最適な形式を経済産業省と相談の上決定する。これらの開催に係る経費については事業費に計上すること。

(広報ツールの検討)

それぞれの事業の性質等を踏まえ、集客効果が高まるデザインを施したPR資材（チラシ、ポスター、動画、SNS等からの発信等）を企画、作成するとともに、本資材を活用した参加事業者への事前広報活動や取組内容に係る広報活動等も実施し、既存のSNSも活用した情報発信（その中に動画メディアを含めること）を行うこと。また、その中で「未来の教室」関連のニュースを高頻度で（1週間に数回以上）発信し続けること。

加えて、学びの主体は学習者自身であることを再認識した上で、効果的な広報・周知普及の在り方について検討し、学習者に効果的に届けるための手法について、関係省庁の取組を参考にしながら実行すること。

(「未来の教室」キャラバンの運営)

「イノベーション創出のための学びと社会連携推進に関する研究会」の議論や、本事業の成果の普及を進めるため、教育に関心を持つ企業と課題解決にニーズを抱える自治体等の関係者とのマッチングや、

各地の先進的な教育実践に関する講演等を実施するイベント等を各地で実施する。具体的には、事業期間中に参加者50～100名程度の規模の会を2回程度以上開催するものとする。実施の際は、令和5年度補正予算「探究的な学びに資する民間サービス等利活用促進事業費補助金」で実施されるサービス体験会等と連携し、最も効果的な開催方法等を検討すること。

（「未来の教室」通信の配信）

実証事業等を通じて創出された優良事例の横展開に向け、関係者への取材を行い「未来の教室」通信としてニュースレターを2ヶ月に1～2回程度発行すること。

（7）教育イノベーター支援プログラム（EOL：Education Open Lab）の企画・運営

国際競争力があり、かつ日本の教育イノベーションを牽引するような教育産業を育成することを目的に、教育分野のスタートアップや大企業の新規事業開発者等（＝教育イノベーター）を官民連携で支援するエコシステムの構築を目指し、セミナーやミートアップイベント、採択者へのメンタリング等を行う。その際、令和3年度～5年度に実施した、「学びと社会の連携促進事業（教育／EdTechイノベーション創出支援事業）」の成果報告書等もよく参照の上、実施すること。

（8）報告書の作成

（2）～（7）の調査等の取組について、体系的にまとめた報告書を作成すること。